

# 個人情報適正管理規定

## 第1条（個人情報の取扱）

個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、担当役員、職業紹介責任者及び職業紹介業務を担当している事務員のみとする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。

## 第2条（教育）

職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う前条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

## 第3条（本人への開示及び訂正）

第1条の個人情報取扱責任者は、職業紹介希望者から本人の個人情報について開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅延なく行うこととする。さらに、これに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合算するときは、遅延なく訂正を行うこととする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は職業紹介希望者等への周知に努めることとする。

## 第4条（苦情への対応）

職業紹介希望者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。

なお、個人情報に係る苦情担当者は職業紹介責任者とする。

## 付則

この規定は、2019年11月28日から施工する。

協同組合 GSH

理事長 石本 慎太郎